

2019年度事業計画

2019年度の国内経済は10月からの消費税増税も控える中で、2020年の東京オリンピックや2025年の大阪万博に向け、内需拡大の期待は膨らむが、世界経済は米国・中国を筆頭に足踏み状態が続き、依然として不透明である。

2019年度の浄化槽推進関係予算に関しては3年連続で増加となり、循環型社会形成推進交付金が95億7,700万円（対前年度当初予算比13.7%増）、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金が20億円（同25%増）の計115億7,700万円（同15.5%増）が計上された。

このような状況の中、当協会は公益目的事業として、法定検査事業においては「第六次法定検査実施5か年計画」の最終年となり、検査基数の確保・法定検査受検率の向上に努めるとともに、適正な検査員数を確保し、新たに「第七次法定検査実施5か年計画」を策定する。

浄化槽の普及啓発事業では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を柱として、引き続き、「環境にも財政にも優しく、災害にも強い浄化槽」を各自治体及び県民にPRしていくとともに、新たに二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）受付業務を受託し、浄化槽分野においても、より一層の低炭素化を図るため、本補助金活用の推進に努める。

地球温暖化防止活動に関する事業においては、引き続き、地域地球温暖化防止活動推進センターとして地球温暖化防止に関する啓発・広報や推進員等の活動を支援する。

その他の事業としては、各研修会や管理・清掃部会員と検査員との意見交換会を開催し、浄化槽の適正な施工・維持管理技術のより一層の向上を図る。

以上を重点に次の事業を実施する。

I 事業

〔公益目的事業〕

1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 「第六次法定検査実施5か年計画」の最終年に当たる今年度は、下水道への切り替えによる廃止等や空き家による休止等の増大により下方修正を行い、7条検査2,000基、11条検査62,200基の計64,200基を検査員28名体制で実施する。（詳細は別表1のとおり）
- 新**(2) これまでの浄化槽設置基数及び検査対象基数等を踏まえ、今後の取り組むべき重点事項を明確にし、検査体制を整備するため「第七次法定検査実施5か年計画」を策定する。
- (3) 環境省が推奨する一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）の地域拡大に努め、確実な検査実施に向けた維持管理体制の強化を図る。
- (4) 既設単独処理浄化槽の受検率を向上させるため、51人槽以上の単独処理浄化槽設置者へ受検推進を行う。
- (5) 法定検査の結果、不適正等と判定された浄化槽を対象に検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び市町と連携しながら不適正浄化槽の減少に努める。
- (6) 協会内のパソコンにおいて、Windows 7のサポート終了(2020年1月)に伴い、浄化槽管理システム及び電子台帳システムをWindows10(64bit)対応に改修及びパソコンの入れ替えを行う。
- (7) 「全国浄化槽技術研究集会」（主催：（公財）日本環境整備教育センター）及び浄化槽法指定検

査機関四国地区協議会等に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の向上に努める。

2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

(1) 浄化槽の普及

1) 公共用水域の水質保全及び会員の事業量拡大を図るため、各支部においてあらゆる機会を通じ、各自治体に合併浄化槽への転換、維持管理費補助金制度の創設等の要請活動を行う。

新2) 環境省実施事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）」に関し、（一社）全国浄化槽団体連合会から同事業の受付業務を受託し、またPRすることで、会員事業所の業務量の拡大及び浄化槽分野における低炭素化を図る。

3) 各市町と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象とした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。

4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

(2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、（一社）全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

2019年度計画基数 1,100 基（詳細は別表2のとおり）

(3) 浄化槽設置届出等の事前指導

1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。

2019年度計画基数 2,000基（詳細は別表3のとおり）

2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

3. 地球温暖化防止活動に関する事業

温室効果ガスを2030年度に13年度比26%削減することが国の目標であり、達成するためには家庭・業務部門において約4割の排出削減が必要である。このような状況の中、県では引き続き、「えひめクールチョイス大作戦」を県民総ぐるみで実践していくことから、当協会もその施策（キャンペーン）に協力するために次のとおり事業を行う。

(1) 地域における地球温暖化の現状及び対策の推進状況等への啓発・広報業務

行政等が主催するイベントに参加・協力を行い、家庭の省エネアンケートやCOOL CHOICEへの賛同を呼びかける。

新 (2) 四国4県で持回りで開催している各県の大学生を対象とした研修会を本センターが担当県となり開催する。

(3) 地球温暖化防止活動推進員の指導・育成を目的とした研修会やうちエコ診断士のスキルアップ研修会を開催する。

(4) 県・国を含めた連絡調整会議を開催し、事業の計画、進捗状況、成果等について協議を行う。

新 (5) 県が実施する「低炭素ライフスタイル普及促進事業」を受託し、国が新たに開発する「家庭の省エネに関するWeb上での自己診断システム」の普及啓発を市町と連携して実施する。

〔収益事業〕

4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

- (1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」
- (2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」
 - 1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 105 基）
 - 2) 浄化槽の据付工事状況（ 125 基）
 - 3) 設置後の機能等の状況（ 125 基）
- (3) 浄化槽関係機関からの業務受託
 - 1) (公財)日本環境整備教育センターからの業務受託
・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 7 基）

〔その他の事業〕

5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

- (1) 管理・清掃部会員と検査員との意見交換会の実施
現場に即した維持管理技術の向上を図るため、隔年開催である管理・清掃部会員（現場従事者等）と検査員との意見交換会を各支部単位で実施する。
- (2) 研修会の開催
 - 1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
 - 2) 平成30年度事業で延期した先進県における役員研修を行い、組織運営及び浄化槽普及活動、11条検査の推進方法などを研究する。
 - 3) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。
- (3) 関係行政機関及び関係団体との連携
 - 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」(全20市町が参加)を開催し、行政との情報、意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
 - 2) 全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の関係機関との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に務める。
 - 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業の推進に協力する。
- (4) 浄化槽に関する情報の収集、提供
 - 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、また新しい情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」（年2回発行）及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
 - 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。
- (5) 水環境保全に係るボランティア活動
水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

II 管理部門

(1) 公益法人としての組織運営

新 業務執行体制の強化を図るため、当協会を主たる勤務場所とする常勤役員（専務理事）を設置する。このことに伴い、定款の変更及び該当する規程の改正を行う。

(2) 職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成

労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守し、職員の健康を保持増進しながら、安心して快適に働くことができる労働条件や職場環境の形成に努める。

〈参考〉 補助事業実施市町一覧表

- ・ 浄化槽設置整備事業（個人設置型） 14市町
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型） 4市町

（平成31年4月1日現在）

支 部	市 町 名
四国中央	四国中央市
新 居 浜	新居浜市
西 条	西条市
今 治	今治市
松 山	松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町
大洲喜多	大洲市、内子町
八 幡 浜	(市町村事業) (市町村事業) 八幡浜市、伊方町
西 予	西予市
宇 和 島	(市町村事業) (市町村事業) 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

- (注) ・ 上島町は、汚水処理人口普及率が100%に達しているため該当なし。
・ 久万高原町は、町単独補助により市町村整備推進事業を実施。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	参 考	
		2019年度 補助予定基数	
四国中央	1 0 0	1 3 0	
新居浜	4 0	5 5	
西 条	1 2 5	2 2 0	
今 治	8 5	1 1 0	
松 山	3 5 0	3 7 5	
大洲喜多	1 2 5	2 6 5	
八幡浜	3 0	3 5	
西 予	3 5	8 0	
宇和島	2 1 0	2 9 8	
計	1, 1 0 0	1, 5 6 8	

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考（過年度事前指導実績）			
		H30年度 (1月末現在)	H29年度	H28年度	H27年度
四国中央	1 6 0	1 5 3	1 5 9	1 5 8	1 1 8
新居浜	1 4 5	1 4 2	1 4 9	1 6 4	1 7 4
西 条	1 8 0	1 7 0	1 9 6	2 1 3	2 0 1
今 治	1 3 0	1 2 2	1 7 1	1 5 1	1 7 0
松 山	9 0 0	8 7 0	1, 0 2 3	1, 1 4 7	9 9 2
大洲喜多	1 5 5	1 4 9	1 7 3	2 0 6	1 8 7
八幡浜	3 5	3 1	4 1	4 1	3 3
西 予	4 0	3 6	5 6	4 6	5 8
宇和島	2 5 5	2 4 3	3 1 6	3 3 7	3 2 6
計	2, 0 0 0	1, 9 1 6	2, 2 8 4	2, 4 6 3	2, 2 5 9